

福祉こども総室  
＜上北地方福祉事務所＞

# 1 生活保護

## (1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成27年度は微減となったが、平成28年度は微増となっている。

平成27年度～平成28年度の町村別の被保護世帯数は、六戸町、横浜町及び東北町で増加し、野辺地町、七戸町及び六ヶ所村で減少している。

### ① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

年度 \ 区分	世帯数	指数	対前年度比
平成24年度	1,077	100.0	101.6
平成25年度	1,103	102.4	102.4
平成26年度	1,109	103.0	100.5
平成27年度	1,107	102.8	99.8
平成28年度	1,115	103.5	100.7

### ② 町村別被保護世帯数（平成28年度 単位：世帯数）

区分 \ 町村名	世帯数	対前年度比
野辺地町	247	97.2
七戸町	190	97.4
六戸町	106	103.9
横浜町	97	102.1
東北町	352	105.1
六ヶ所村	123	97.6
計	1,115	100.7

ア 平成28年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢単身世帯の構成比は平成24年度の49.5%から55.5%と6ポイントの増加、その他世帯は平成24年度の8.3%から12.3%と4ポイント増加している。

逆に、母子世帯は平成24年度の3.1%から2.3%と0.8ポイントの減少、傷病・障害世帯は平成24年度の32.5%から22.7%と9.8ポイント減少している。

① 世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成24年度		534	72	606	33	232	118	350	48	41	89
平成25年度		560	78	638	32	215	96	311	67	55	122
平成26年度		581	80	661	27	197	87	284	81	55	136
平成27年度		596	81	677	26	184	75	259	82	63	145
平成28年度		619	81	700	25	184	69	253	81	56	137
内 訳	野辺地町	132	20	152	4	38	17	55	24	14	38
	七戸町	96	8	104	7	36	14	50	12	17	29
	六戸町	64	9	73	2	19	4	23	4	4	8
	横浜町	55	7	62	2	17	4	21	7	5	12
	東北町	208	31	239	8	57	21	78	18	9	27
	六ヶ所村	64	8	72	3	17	9	26	17	7	24

イ 平成28年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は10.3%で、平成24年度の9.7%に比べわずかながら増加している。

② 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		働いている者がいる世帯						世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている					計		
		常用	日雇	内職	その他				
平成24年度		39	0	5	24	68	37	972	
平成25年度		44	1	5	22	72	39	992	
平成26年度		51	1	5	17	74	38	997	
平成27年度		51	2	5	16	74	46	987	
平成28年度		51	1	6	17	75	40	1,000	
内 訳	野辺地町	19	0	0	4	23	13	212	
	七戸町	11	1	1	3	16	8	165	
	六戸町	5	0	1	4	10	3	93	
	横浜町	4	0	0	1	5	3	89	
	東北町	10	0	3	5	18	10	324	
	六ヶ所村	2	0	1	0	3	4	116	

## (2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成21年度～平成22年度は増加傾向が顕著であったが、平成23年度以降は概ね横ばいとなり、平成26年度からは微減となっている。

平成27年度～平成28年度を町村別に見ると、横浜町及び東北町が増加し、野辺地町、七戸町、六戸町及び六ヶ所村が減少している。

### ① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

年度 \ 区分	人員数	指数	対前年度比
平成24年度	1,444	100.0	101.3
平成25年度	1,465	101.5	101.5
平成26年度	1,454	100.7	99.2
平成27年度	1,440	99.7	99.0
平成28年度	1,431	99.1	99.4

### ② 町村別月平均被保護人員（平成28年度 単位：人）

町村名 \ 区分	人員数	対前年度比
野辺地町	320	95.5
七戸町	252	98.8
六戸町	135	99.3
横浜町	130	100.8
東北町	437	103.3
六ヶ所村	158	96.9
計	1,431	99.4

## (3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は微増傾向となっている。

平成27年度～平成28年度を町村別に見ると、横浜町及び東北町が増加し、六戸町が横ばい、野辺地町、七戸町及び六ヶ所村が減少している。

### ① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

町村名 \ 年度	24	25	26	27	28
野辺地町	24.8	25.2	26.2	24.9	24.0
七戸町	17.2	16.9	16.3	16.5	16.3
六戸町	12.0	12.7	12.3	13.0	13.0
横浜町	25.5	27.8	28.0	28.6	29.4
東北町	21.7	22.7	23.3	23.6	24.6
六ヶ所村	14.8	15.1	14.8	15.1	15.1
管内	19.2	19.7	19.8	19.9	19.9
県	22.3	22.7	22.9	23.1	23.2
国	16.8	17.0	17.0	16.9	(未公表)

#### (4) 保護の申請・開始・廃止の状況

平成24年度以降の保護の申請件数は140～170件台、保護の開始件数は90～120件台で推移しており、ほぼ毎年増減を繰り返している。

一方、廃止件数は、平成24年度以降微増傾向にあったが、平成27年度以降は減少傾向となっている。なお、平成26年度以降、死亡によるものが半数を超えて推移している。

##### ① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

年度 \ 区分	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成24年度	145	91	26	28	91
平成25年度	176	125	31	20	93
平成26年度	158	91	40	27	99
平成27年度	167	107	39	21	94
平成28年度	145	92	35	18	91

#### (5) 保護費の状況

平成28年度における保護費の支出総額は、約20億9,700万円であり、平成27年度の約21億2,700万円に比べ1.4%減少している。支出総額のうち、医療扶助は49.1%となっており高い比重を占めている。

(単位：円)

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	就労自立給付	計
野辺地町	152,694,180	46,763,819	1,197,447	42,629	2,243,184	0	762,904	776,762	9,467,397	0	213,954,322
七戸町	118,494,312	21,005,314	1,701,940	55,000	2,272,694	0	299,232	202,559	7,485,117	0	151,516,168
六戸町	67,956,083	16,199,353	600,700	0	825,833	59,860	730,082	484,854	9,279,929	0	96,136,694
横浜町	57,682,462	9,961,312	1,478,352	0	1,019,794	0	444,534	191,160	13,348,228	0	84,125,842
東北町	226,934,076	60,513,205	1,567,580	22,000	4,441,176	0	1,990,987	903,563	15,572,335	0	311,944,922
六ヶ所村	84,224,917	12,255,495	475,145	0	1,554,819	0	713,254	581,300	5,661,074	0	105,463,004
小 計	707,986,030	166,688,498	7,021,164	119,629	12,363,500	59,860	4,940,968	3,140,198	60,814,080	0	963,143,952
支払基金 支払分					1,018,156,597						1,018,156,597
国保連 支払分				115,856,887							115,856,887
合 計	707,986,030	166,688,498	7,021,164	115,976,516	1,030,520,097	59,860	4,940,968	3,140,198	60,814,080	0	2,097,157,436

## 2 児童福祉

### (1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

### 3 母子（父子・寡婦）福祉

#### (1) 母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成24年度から平成28年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	24	25	26	27	28
生活一般	住 宅		9	1	3	7	11
	医 療 ・ 健 康		15	9	39	12	20
	家 庭 紛 争		0	2	10	1	12
	就 労		92	140	165	43	58
	結 婚		1	0	0	0	1
	養 育 費		2	0	6	1	2
	借 金		8	4	11	4	4
	そ の 他		11	17	32	9	11
	小 計		138	173	266	77	119
児 童	養 育		17	99	24	7	13
	教 育		0	3	1	7	4
	非 行		1	0	0	0	0
	就 職		0	2	0	1	3
	そ の 他		2	0	5	0	3
	小 計		20	104	30	15	23
経 済 活 支 援 援 護	母子・父子福祉資金		911	1,035	1,105	1,105	1,380
	寡 婦 福 祉 資 金		5	7	9	16	30
	公 的 年 金		0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当		3	1	5	0	0
	生 活 保 護		4	3	1	3	3
	税		5	2	8	0	5
	そ の 他		10	0	9	8	9
	小 計		938	1,048	1,137	1,132	1,427
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)		0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売 (26 条)		0	0	0	0	0
	母子世帯向公営住宅(27 条)		0	0	0	0	0
	母子福祉施設の利用		4	0	0	0	1
	母子生活支援施設 (38 条)		0	1	0	0	0
	小 計		4	1	0	0	1
合 計			1,100	1,326	1,433	1,224	1,570

(十和田市及び三沢市を含む)

## (2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付状況

平成28年度の母子（父子）福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

	母子福祉資金貸付状況						父子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	19	10,374,000	56	24,312,000	75	34,686,000	1	300,000	1	720,000	2	1,020,000	0	0	0	0	0	0
高校（一般）分	6	1,788,000	32	7,416,000	38	9,204,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修（一般）分	0	0	4	2,076,000	4	2,076,000	0	0	1	720,000	1	720,000	0	0	0	0	0	0
高専・大学（一般）分	0	0	9	5,064,000	9	5,064,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校（特別）分	8	3,516,000	3	846,000	11	4,362,000	1	300,000	0	0	1	300,000	0	0	0	0	0	0
専修（特別）分	3	3,000,000	1	1,080,000	4	4,080,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学（特別）分	2	2,070,000	7	7,830,000	9	9,900,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	1	120,000	1	120,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	2	1,056,000	0	0	2	1,056,000	1	780,000	0	0	1	780,000	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	1	720,000	1	720,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	9	1,718,000	0	0	9	1,718,000	1	310,000	0	0	1	310,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立高校分	4	420,000	0	0	4	420,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	2	530,000	0	0	2	530,000	1	310,000	0	0	1	310,000	0	0	0	0	0	0
専修分	2	680,000	0	0	2	680,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業施設分	1	88,000	0	0	1	88,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	30	13,148,000	58	25,152,000	88	38,300,000	3	1,390,000	1	720,000	4	2,110,000	0	0	0	0	0	0

### (3) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

平成28年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。なお、父子福祉資金については、平成26年度から貸付を開始したが、償還が始まったケースはない。また、参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、61.2%で平成27年度の59.0%より2.2ポイント改善した。また、収入未済額は、平成27年度の31,552,899円に比べ958,916円改善した。寡婦福祉資金の償還率は、67.1%で平成27年度の62.9%よりも4.2ポイント改善した。また、収入未済額は、平成27年度の660,120円に比べ72,830円改善した。

管内各地に償還協力員を配置するなど、継続して収入未済の解消に向けて取り組んでいる。

種別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金	47,205,493	44,780,996	2,424,497	94.9%	31,530,447	3,380,941	28,149,506	10.7%	78,735,940	48,161,937	30,574,003	61.2%
	利子	6,463	5,959	504	92.2%	22,452	2,976	19,476	13.3%	28,915	8,935	19,980	30.9%
	計	47,211,956	44,786,955	2,425,001	94.8%	31,552,899	3,383,917	28,168,982	10.7%	78,764,855	48,170,872	30,593,983	61.2%
	(県合計)	284,223,086	262,632,171	21,590,915	92.4%	235,945,406	21,469,048	214,476,358	9.1%	520,168,492	284,101,219	236,067,273	54.6%

種別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元金	1,124,646	1,124,646	0	100.0%	660,120	72,830	587,290	11.0%	1,784,766	1,197,476	587,290	67.1%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計	1,124,646	1,124,646	0	100.0%	660,120	72,830	587,290	11.0%	1,784,766	1,197,476	587,290	67.1%
	(県合計)	5,179,892	5,015,168	164,724	96.8%	5,015,168	228,557	5,243,725	3.9%	11,072,282	5,243,725	5,828,557	47.4%

## 4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されたことに伴い、平成14年4月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と婦人相談員1名が対応している。

平成28年度の女性相談の相談者数は16人で、延件数は52件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は13人、延件数は44件で、全て女性からの相談となっている。

### (1) 女性相談受付状況

#### ①相談件数

年度		来所による相談			巡回相談 出張相談 による相談	電話相談		メール	その他	合計
		(再掲)		夜間相談 (17時以降 の電話相談)						
		来所 指示等	の外国 人から 相談							
24	実人員(人)	7	1		1	5			13	
	相談延べ件数(件)	18	1		5	18			41	
25	実人員(人)	14	2	1	3	16			33	
	相談延べ件数(件)	27	2	1	10	38			75	
26	実人員(人)	10	3	1	4	11		1	26	
	相談延べ件数(件)	22	3	4	35	26		2	85	
27	実人員(人)	9	1		2	8			19	
	相談延べ件数(件)	19	1		5	10			34	
28	実人員(人)	13	1		1	2			16	
	相談延べ件数(件)	44	1		2	6			52	



④相談処理状況（実人員）

年度	区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	移 送 婦人相談所・婦人相談員へ	移 送 他府県の婦人相談所へ	移 送 その他の関係機関・施設へ	助言・指導のみ	その他	合計
年度	24						2			10	1	13
	25						4			29		33
	26						5			21		26
	27									19		19
	28						1			15		16

(2) 配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数（延件数）

年度		合計			合計	加害者との関係					
		女性	男性	合計		配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)	
						届出有	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
24	来所	18	18	18	18						
	電話	15	15	15	15						
	その他	5	5	5	5						
	合計	38	38	38	38				0		
25	来所	27	26	1	27	21	3		2	1	
	電話	20	20		20	19			1		
	その他	10	10		10	9			1		
	合計	57	56	1	57	49	3		4	1	
26	来所	13	13		13	9	3		1		
	電話	30	30		30	16	1		13		
	その他	22	22		22	13	1		6	2	
	合計	65	65		65	38	5	0	20	2	0
27	来所	11	11		11	8			3		
	電話	13	13		13	11			2		
	その他	5	5		5	4			1		
	合計	29	29		29	23			6		
28	来所	18	18		18	18					
	電話	23	23		23	23					
	その他	3	3		3	3					
	合計	44	44		44	44					

平成26年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成26年1月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
24	0	0	0
25	3	3	0
26	2	2	0
27	2	2	0
28	2	2	0

③第6条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
24	2	2	0
25	4	4	0
26	1	1	0
27	1	1	0
28	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年 度	合 計			通 報
		女 性	男 性	
24	0	0	0	0
25	2	2	0	1
26	0	0	0	0
27	0	0	0	0
28	0	0	0	0

※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。